

福島県旅館・ホテル等宿泊施設等における新型コロナウイルス
感染症対応に関するガイドライン（第6版）

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

監修・協力 福島県食品生活衛生課、観光交流課

（第6版 令和3年 4月20日）

（第5版 令和2年12月25日）

（第4版 令和2年 7月21日）

（第3版 令和2年 6月19日）

（第2版 令和2年 5月28日）

（第1版 令和2年 5月18日）

新型コロナウイルス感染症対応に関するガイドラインについては、徹底した感染防止対策の実施のため、令和2年5月18日に本県独自の旅館・ホテル等におけるガイドライン（第1版）を策定した。その後、国の緊急事態宣言の解除を受けて5月28日に第2版、県外観光客の呼び込み自粛解除を踏まえて6月19日に第3版、国の「GoTo トラベル事業」に伴う感染拡大への防止策として宿泊施設向けの緊急連絡先を定めたことから7月21日に第4版、厚生労働省ならびに観光庁から、感染が疑われる場合は宿泊施設の近隣の医療機関に連絡するよう依頼があったこと等から12月25日に第5版へ改定を実施した。

このたび、相談窓口が変更になったことから、第6版へ改定する。

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの最新の知見等を踏まえて随時見直すこととする。

記

<予約時の対応について>

- 1 予約制を原則とし、三密を避けたゆとりある宿泊人数とすること。
- 2 他の宿泊者などへの感染防止の観点から合理的な理由があると判断される場合は、宿泊をお断りすることがあることを予約時に説明すること。
- 3 感染防止の観点から三密を防ぐ目的で宿泊部屋数等を制限している場合など、宿泊施設に余裕がない場合は宿泊を拒むことができる。
- 4 国および県などの指針に基づき、県境をまたぐ往来の予約については利用を自粛していただくよう要請する場合があること。

<受付時の対応について>

- 1 受付時等における従業員のマスク着用を徹底すること。
- 2 宿泊者等の名簿の記入を求める際には、住所、氏名、連絡先等についてすべての利用者が記入するよう促すこと。尚、同居の親族等以外の利用者を含む団体客については当該情報について予めその一覧の提出を求めることが望ましい。
- 3 受付時に宿泊者から検温や体調の自己申告をしていただくこと。2泊以上の場合は2泊目以降についてその日毎に自己申告等をしていただくこと。尚、受付時に非接触型の体温計を用いて検温を実施することが望ましい。
- 4 受付時に感染症状がある宿泊者及び同行者については、本人の同意を得た上で、近隣の医療機関または福島県一般相談（コールセンター）（電話番号：0120-567-177、平日8時30分～21時、土日祝日8時30分～17時15分）に連絡し、その指示に従うこと。
- 5 宿泊者や従業員の感染が疑われる場合の相談先として、近隣の医療機関を予め定めるよう努めること。また、定めた場合は当該医療機関との事前相談を実施しておくこと。

<感染予防について>

- 1 従業員が接客をする際にはマスク着用などの飛沫防止エチケットを徹底するとともに手指消毒を定期的を実施すること。
- 2 宿泊者に対しても手洗いや手指消毒を啓発し、喫食時や入浴時以外で共用部分に滞在する場合にはマスク着用を促すとともに、客室においては換気に留意させること。
- 3 入退室等の入れ替え時など適切な消毒や清掃、換気を徹底すること。特に多数が高頻度で接触する部位等（ドアノブ、手すり、エレベーターボタンなど）は消毒を徹底すること。
- 4 ホールや宴会場、会議室等における多人数での使用を控えること。使用する場合は、座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を可能な限り空ける（可能な限り1m以上を確保する）など、状況に応じた三密の環境の排除に努めること。
- 5 多人数で取り分ける大皿等での料理提供を実施する場合は、使い捨て手袋の利用を促したうえで手指消毒の徹底をするなど、必要かつ十分な感染防止策を実施すること。
- 6 接待を伴うバーやカラオケ等、旅館・ホテル内の遊興施設については、感染リスクが高い施設であることから、営業する場合は感染防止対策を徹底すること。
- 7 大浴場を使用する場合は、時間を割り当てるなど混雑を回避するための工夫をすること。
- 8 同居の親族等以外が同室になる場合はゆとりをもった部屋割りとするよう努めるとともに、客室内でのマスクの着用や大声での会話の自粛などの要請を予め行うこと。
- 9 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を活用すること。
- 10 窓の開放や機械換気など厚生労働省作成「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について（令和2年11月27日）」を参照して、施設及び客室の換気を行うこと。

<従業員等の健康管理の徹底について>

- 1 従業員や出入り業者については、発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること。
- 2 感染リスクが比較的高いと考えられる従業員等の休憩スペースにおける感染防止対策を徹底すること。

<感染が疑われる者が発生した場合について>

- 1 事前に隔離する部屋等を決めておくこと。（風通しや他の宿泊客と共有しない等、配慮が必要）
- 2 感染が疑われる者が発生した場合、本人の同意を得た上で、近隣の医療機関または福島県一般相談（コールセンター）に連絡しその指示に従うこと。
- 3 疑感染者については、マスクの着用やレストラン等共用スペースの利用差し控えを依頼すること。
- 4 疑感染者については、他室への移動と待機を依頼し、食事は客室で提供するなど他の宿泊者と接触しないようにすること。
- 5 同行者がいれば、疑感染者と同様の対応をお願いすること。

- 6 疑感染者に対応する従業員を限定し、接触等がある場合は適切に衛生措置を行うこと。
- 7 発症した宿泊者に対応した従業員は、マスクを着用するとともに健康観察を実施し、症状が認められた場合は、近隣の医療機関または福島県一般相談（コールセンター）に連絡し、その指示に従うこと。

<留意事項>

- 1 厚生労働省新型コロナウイルス感染症関係通知等及び全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等3団体作成「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（2020年12月24日一部改訂）（別添）の示す対策を講じるよう個別の事情に応じて努めること。